

第3回北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議議事録

日 時／令和2年8月24日（月）

18：00～21：00

場 所／京王プラザホテル札幌

【中野副知事】

それでは定刻となりましたので、ただいまから北海道新型コロナウイルスの感染症対策有識者会議の第3回会議を開催させていただきます。本日のご出席者でございますけれども北見市の辻市長におかれましては、所用のため欠席ということで伺っているところでございますのでよろしくお願いいたします。それでは早速議事に移らせていただきますけれども、この先の進行は座長の石井先生にお願いをいたします。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、お配りしている次第をご覧くださいければと思います。本日は、前回も申し上げましたが、第一部として、これまで道が行ってきた新型コロナウイルス感染症に関する経済対策について議論をいただければと思っております。そのあと、休憩を挟みまして、第2部ということで、鈴木知事にご出席いただいて、これまでの第1波、第2波を通じた、道の対応について、市町村・関係団体のアンケート結果なども踏まえながら、改めて、意見交換ということで進めたいと思っております。トータル3時間ぐらいの長丁場になりますが、ぜひ委員の皆さんのご協力をいただいて、有意義な議論にしていければと思っております。よろしくお願いいたします。

それではまず議事の1でございます、経済対策につきまして、一括して事務局よりご説明をお願いしたいと思います。資料のボリュームもあり、事前に配布させていただいておりますので、意見交換の時間を確保するというを優先に、説明については極力ポイントを絞って進めさせていただくということで進めたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。それでは早速ですがよろしくお願いいたします。

【倉本総合政策部長】

それでは総合政策部の倉本でございます。お手元の資料1は、前回8月6日の第2回会議における主な意見でございます。適宜、これは後ほど必要な場合に参照いただければと思います。後ろに参考として第1回のもをつけておりますので、ご参照いただければと思います。

今日の議題の一つ目でございますが、資料2-1をご覧くださいと思います。まず緊急対策についてということでございまして、道では、国の対策及び補正予算、これは1ページに書いてございますが、これに呼応いたしまして、これまで4弾にわたりまして、総額5,000億円を超える予算額の緊急対策を実施してきております。開けていただきまして2ページ目でございますが、それぞれの対策補正予算でございます。第1弾は3月25日、第1回定例道議会最終日に議決をいただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症早期の収束に向けてということで、感染拡大の防止、あるいは医療提供体制の確保

に対する体制整備、それから道独自の緊急事態宣言などで、道内経済、道民生活に影響が出ておりましたので、とりわけ事業の継続と雇用の維持に向けた取り組みについての予算を計上しております。その下、第2弾、これは4月28日に臨時道議会を開催いただきまして、議決をいただきました。国による全国を対象とした緊急事態宣言が発令されている中における予算でございました。第2波とも言える感染拡大の危機を乗り越えるために、感染拡大防止の徹底と医療提供体制のさらなる強化、それから徹底した感染防止対策を講じながら、休業への独自の支援金を含めて、経済活動の維持継続を図るための施策、それから学校や社会生活の安全安心を確保するための施策等について、784億円を計上しております。右側でございますが、第3弾は6月16日、それから第4弾が7月3日、第3回定例道議会で議決をいただいております。これに先立ちますこと5月15日にですね、専決といたしまして休業の支援金の一部を見ておりますが、それを含めて、第3波以降に備えた感染拡大防止対策に万全を尽くすということと、緊急対策終了後の期間でございますので、社会経済活動のレベルを段階的に拡大するということの施策を講じております。またそのための鍵といたしまして、新北海道スタイルの取り組みを各分野で展開するための必要な措置を計上いたしております。

3ページ目をご覧くださいと思います。これは緊急対応期から感染拡大防止・経済社会経済活動の両立期を含めて、これまでの対策の展開方向をイメージとして整理しておりますが、こういった考えのイメージの流れの中で、これまで第4回にわたって補正予算をそれぞれ計上してきております。引き続き資料2-2に基づきまして経済対策について、経済部の山岡部長から説明をさせていただきます。

【山岡経済部長】

経済部の山岡でございます。資料の2-2に基づきまして、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策について説明申し上げます。

まず1枚めくっていただいて、2ページ目です。項目を3つ書いてございます。この間の経済動向、そして公示できた主な事業の概要と実績、そしてアンケートで押さえられました今後の方向性についてですね、関係者からのご意見ということで紹介させていただきます。3ページ目をご覧ください。まず、この間の道内の経済動向について説明させていただきます。感染症の拡大によりまして、顕著な影響が現れたのが個人消費の内でも百貨店の販売額です。左側にありますとおり2月以降、訪日外国人旅行客の大幅な減少や緊急事態宣言に伴う外出自粛等々の影響でですね、前年同期比で対比しておりますが、大幅に減少いたしました。緊急事態宣言が解除された6月には、回復の兆しが見られてございます。その一方で右側ですが、スーパーの販売額はトータルとしては、外出自粛に伴う巣ごもり需要などで堅調に推移しているところでございます。

次に、4ページ目をご覧ください。大きな影響が現れたという意味ではですね、観光でございまして。2月以降、5月にかけて大変に大きな減少となっており、6月以降、国内の宿泊者はどうみん割の開始等もあり若干改善傾向にありますが、外国人の宿泊者数は入国制限等の影響で依然として改善が見込まれない状況もございまして。次に5ページ目でございます。来道者の動きを見ますと、東日本大震災及び北海道胆振東部地震の発生時と比較しますと、翌月以降で改善傾向が見られますが、今回は感染拡大とともに減少幅も大きく、

影響の長期化が見込まれてございます。次に6ページ目ですが、外国人の入国者の動きについても、来道者の動きと同様な傾向になってございました。特に今回は、右側の新型コロナウイルス感染症の、4、5月の動きのようですね、入国者が10割減という状態がでございます。

次に7ページいきます。次に、企業経営の影響についての説明でございます。企業倒産件数の推移を見ますと、リーマンショックの際は、前年と比較しまして、発生件数が増加をしております。この青いグラフが発生件数、そして折れ線グラフが前年同期比ですが、一方でですね、今回は前年同期と比較しましても三角が立ってございますが、減少ということで、現時点では資金繰りに係る各種の支援策などにより影響が抑えられているものと考えてございます。8ページ目をご覧ください。雇用面での動向でございます。今年に入ってから、表の右下の赤字の部分のとおりですね、月間の有効求人数の減少というのが大きな要因になっていますが、有効求人倍率が下落するという状況が続いております。また、業種別では特に接客で大きく減少しておりまして、観光、そして飲食関連の職種で厳しい状況にあるという状況が見てとれます。次に9ページにいきます。これは完全失業者、完全失業率でございます。近年は減少傾向で推移してございますが、今年の第2四半期ではいずれも上昇傾向と、また、資料にはつけておりませんが、4～6月期ですね、休業者が今17万人と、対前年の同期比で12万人の増加、対前期との増加でいうと9万人の増加となっていることを含めまして、今後、大きな失業者の増加というものも懸念されているという状況でございます。次に10ページに参ります。これは業種別の動向を整理したものでございます。企業の経営意識調査、企業経営者の意識調査によりまして、本年の2～5月期における売上の前年同期比の減少率ですが、全体ではマイナス26.8%で、業種別では特に、飲食、宿泊、旅行業に係るサービスが最も大きくマイナス71.3%と、次いで、卸小売業という商業になってございます。右側ですね、具体的な要因では、営業時間短縮や休業が最も多く、緊急事態宣言に伴う人の動きが止まったことによりまして、企業経営に大きな影響がもたらされてるというような業種点分析が出ております。

次に11ページです。まず、主な事業の概要と実績といたしまして、国と道が講じた主な経済対策をマッピングした資料でございます。表を説明しますと縦でですね、国と道というふうに分けまして、また横ではですね、まずは企業経営の維持、雇用の維持という意味での緊急対策、そして、感染リスクとともに生きていくという意味でですね、感染拡大、社会経済活動の両立、そして、回復に向けた需要喚起策や促進策、こうしたものを整理してございます。国は雇用調整助成金、また実質無利子無担保融資持続化給付金、家賃支援給付金など経営を支える大きな政策を講じてございます。道といたしましても、国と連動・補完して、それぞれの三つのステージで中小企業を支援するための事業をしておりますし、この中にあるとおりですね、ワンストップ窓口ですとか相談ですとか、そういった意味で、国の施策の使い方、そういったものをですね相談窓口を含めまして、きめ細かく経済対策を講じておりまして、例えば、国で実施しています持続化給付金に係る道としての相談窓口では、これまで2,000件以上の相談が寄せられていて、色々な相談に乗っているという形でですね、国との連動もしながら取り組んできたというところを示してございます。

次のページにまいります。12ページです。この表は、道が講じてきた施策事業を第1

弾から第4弾まで、それぞれの時系列で整理をしているという形になります。左から第1弾、第2弾、第3弾と、上からそれぞれどのような支援策なのかと、緊急対策ですとか、両立支援策ですとか、そういう形になってます。このうち、赤字で記載している主な事業の概要や実施状況につきまして、次のページ以降で説明させていただきます。早速13ページにまいります。まず、中小企業総合振興資金貸付金、これは実質、5年間無利子、また3年間の据置を措置した融資ですが、この事業では全国統一で実施されている融資に加えまして、道独自で支援をして、一企業あたりの融資限度額を上乗せして実施してございます。リーマンショック時よりも手厚い対策を講じたところですよ。独自の対策を講じた都道府県は、道を含めて13都道府県となっております。また、事業者からの資金ニーズも高く、7月には融資額全体を3,000億円から1兆円に拡大したところですよ。今後も融資枠の適切な管理に努めまして、中小企業の資金繰りの安定に向けてですね、取り組んでいきたいということで考えてございます。次に14ページですが、これは第1弾の休業支援金である、休業協力感染リスク低減支援事業という事業を紹介してございます。他県でも類似の制度を創設しておりますが、道では支給要件として、休業要請に関する協力ということに加えまして、道独自の取り組みとして、感染リスクを低減する自主的な取り組みの要請に協力していただきたいと、その協力を要件として実施してきたところですよ。この事業につきましては、申請受付開始とともに多数の申請がありまして、審査に時間を要しておりましたが、5月末より審査人員の増強ですとか、手順の見直しなどを図り、月までの処理日数の短縮化を図ったところですよ。また、申請にあたっては市町村とも連動して、利用者からの申請に係る負担の低減も進めてきたところですよ。次に15ページに参ります。こちらはですね、第2弾の休業支援金、経営持続化臨時特別支援金でございます。この事業では、北海道スタイル、感染症防止のための統一的な生活様式の改善ですが、そのスタイルの実践をですね、要件として設定しております。また、国の持続化給付金に上乗せする形で、休業要請の対象外で売り上げが大幅に減少していると、そうした事業者も幅広く支援しようということで、道独自で5万円を支給しているところが大きな特徴となっております。また、第1弾の支援金でのいろいろなノウハウも活用しまして、記入項目を極力減少させるといった手続きの簡素化・審査体制の強化なども図ってございまして、速やかな支給を図るということで、今実施をしている状態でございます。この表の中で言うと右上の方に支給状況と、今ですね、3万8,290件、約23.8億円というのは84%ぐらいのですね、全体の支給率ということになってくるところですよ。

次に16ページですね、ここで、観光誘客促進道民割引事業、どうみん割について説明をさせていただきます。これは、感染症拡大防止対策に取り組んでいる道内観光事業者への誘客を促進すると、道民を対象とした道内の旅行商品の割引を実施するものです。制度設計に当たりましては、過去に行った復興割での検証を踏まえまして、日帰りの旅行商品ですとか、民泊にも対象を拡大するとともに、宿泊事業者への直接予約を可能とすることで拡大を図ったところですよ。道民の旅行需要の高まりというのがですね、当初想定した以上であったものもありましたことから、第1次申請分で完売をした宿泊事業者に対しまして、特別な追加支援を実施してます。また、新規事業者の申請分としても、第2次、第3次の販売を開始したところですよ。次にですね、17ページをお開きください。こ

こはいずれも、道議会の第2回定例会で追加提案をして、7月3日付けです、補正予算の議決をいただいた促進策でございます。いずれもですね、プレミアム商品券、教育旅行支援事業、そして、交通事業者に対するキャンペーンも含めてですね、事業実施に向けて準備をして進行中だということでございます。参考としてご覧いただければと思います。次に18ページです。ここはまた、参考までに新北海道スタイルの推進ということで、先ほど申し上げましたが、感染症の長期化がどうしてもある中で、感染のリスクを低減させるための取り組みと新たな行動様式というものの実践をしていただくということで、全道の道民運動として普及拡大するための取り組みなどをまとめてございます。今、資料の中段のですね、青いパートの最後の行にあるのですが、ちょうど8月～9月を新北海道スタイルの集中対策期間ということで取り組みをしております、すすきの地区に実際に道職員と札幌市職員で約600件ほど色々な店舗回ったりですね、接待を伴う飲食店も入っていますが、取り組んでいるところでございます。19ページになります。これも参考までに、北海道のコロナ通知システム、国でもですね、ココアという事業をやっておりますが、道としてもコロナ通知システムということで施設に着目したネットのシステムを用意してございます。このシステムの導入施設は、8月21日時点で16,276件、また、施設の利用登録者数は89,305件。ぜひ見かけましたら、皆様にも、このシステムをご利用いただければと思っております。

最後20ページでございます。今後の方向性として、これまで説明をいたしました道の実施事業に対する皆様からのご意見ですとか、第2部で別途説明がなされますが、アンケート調査での、市町村や関係団体からの意見をまとめたものでございます。経済対策全般では、概ね肯定的な評価をいただいているところで、個別事業につきましては、支援金については実施してきたことを評価いただいている一方で、情報発信や情報共有、支払いのスピードアップなどについてご意見をいただいたところです。また、どうみん割については、道民旅行の需要喚起に繋がり、観光事業者の支援策として、評価をいただいている一方で、予算額の不足、情報提供不足などについてご意見をいただいたところです。こうしたご意見ですとか、本日皆様からご意見等いただいております、さらに今後の対応方向などを検討してまいりたいと考えてございます。大変雑ぱくですが私の方からは以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。事務局の説明を踏まえ、各委員の皆様からそれぞれご意見をお伺いしたいと思います。本日水上委員初めてご参加なものですから、あとで、ご意見はいただいておりますけれども追加的な部分も含めてご発言いただくということでお願いします。

それでは瀬尾委員から説明していただいてもよろしいでしょうか。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

最初に経済環境に関してお話いたします。前回申し上げたように8割近くの企業で売上が減少している中であって、今回の資料2-2の7ページにございましたが、倒産件数でいえば昨年と大きく変わっておりません。一方で雇用に関してはこれも8ページにありますように、有効求人倍率は4月から連続して1を割っております。また、離職者に関する別の統計であります、雇い主の都合による離職、これは前年と比べて6月は58%の増

加となっております。現在の状況を大まかに言えば、多くの企業が売上の減少に晒される中、事業継続に関しては辛うじて持ちこたえているが、雇用には数字の上でも既に悪影響が出ている状況と認識しています。今後は廃業への影響なども懸念されることを考えると、まずもって重要な点は、なんとか持ちこたえている中小企業や事業者の事業継続や雇用に対する切れ目のない支援が必要だということです。

そこで資料2-2の11ページをご覧くださいなのですが、経済対策の全体像として、上段に国の主な対策が記載されております。切れ目のない支援に関しては、これら国の制度の継続について国に要望していただくようお願いしたい。例えば11ページ左上にございます「雇用調整助成金」これの特例措置の期限が9月末までとなっております。先を見越したさらなる延長について国へ要望いただくようお願いいたします。その右に書かれています「実質無利子無担保融資制度」については国の制度にプラス α する形で道の制度があります。13ページにございます「中小企業総合振興資金貸付金」、これがそれにあたります。これを見ると現在融資枠を総額1兆円に拡大していただいておりますが、7月末の時点で既に5,578億円となっております。早晩いっぱいになってしまうことが懸念されるので、融資枠の更なる拡大をお願いしたいと思います。

また、融資金額ですが、国の融資の上限額、当初3千万円だったものが5月末の2次補正予算によって、4千万円に引き上げられております。一方でプラス α される道の融資の上限額は、当初の3千万円から2千万円に削減となっております。金融機関の現場では、上限額が少なくとも1千万円拡充されるとお客様に説明していたのに、結果、国と道を合わせると変わらずで現場が混乱したとの話も聞いております。また、融資上限額の引き上げについては今でも要望が寄せられております。道の融資上限額についても拡大をお願いしたいと思います。以上が切れ目のない支援に関する意見でございます。

続いて経済対策の2点目として、「備える」という観点からいくつか申し上げます。一つ目は実質無利子無担保融資に関してです。今はかろうじて持ちこたえている企業ですが、返済の負担によって持ちこたえきれないということも懸念されます。この点につきましては、融資枠及び融資上限枠の拡大に加えて、返済開始後の支援という要望も企業・事業者から寄せられているところです。将来の運転資金への支援も含めて検討が必要と思っております。

二つ目は、休業などに対する支援についてです。今回の資料では14、15ページが該当します。これらの支援金については第2波での休業の際に一定の役割を果たしたと認識しております。一方で、今後の休業リスクに対応した支援金はまだ用意されていません。前回の会議でも申し上げたとおり、有事の際の事業者の不安の払拭や、進んで協力を得るためにも今から先んじて道としての支援の仕組みを準備いただきますようお願いいたします。

三つ目は雇用の確保に関してです。冒頭申し上げたとおり、雇用に関しては数字の上でも既に悪影響が出ている状況にあります。切れ目のない支援に万全を期すとともに、転職支援の仕組みの拡充や今年大きく顕在化した一次産業現場での労働力の確保なども、今から準備しておく必要があるのではないかと思います。

以上が将来のリスクに備えるという観点からの意見になりますが、やはり、目標とそこに至る道筋が見えないとビジネスの形態をどう変えたらよいかなど、事業継続への判断が難しくなります。これは備えるの4つ目のお願いになるかもしれませんが、感染拡大防止と

経済活動の両立に向けた北海道モデル、この姿を作り、示していく必要があります。これについても検討をお願いしたいと思います。

次に、経済対策の3点目として、知事が提唱された「新北海道スタイル」に関して申し上げます、私どもの会員への調査では、新北海道スタイルを実践している企業は97%に達しており、うち約1/4では費用負担や減収などの経済的なダメージを負いながらも実践しているとの結果が得られております。ビジネスチャンスの拡大につなげていくというこのスタイルの持つ前向きな意義に照らして、「新北海道スタイル」の実践を支援する仕組みを作っていただきたいと思っております。

例えば減収補填に関する現行の道の制度を見てみると、資料の15ページ、「経営持続化臨時特別支援金」、左側の四角の枠の2つ目の丸の箇所支援金Bの創設とあります。この支援金Bは「新北海道スタイル」を実践し、かつ「国の持続化給付金」に該当する減収、これに対して道が5万円を支給する仕組みとなっております。先ほど説明のあったとおりであります。支給の前提となるこの「国の持続化給付金」の対象でございますが、今年の12月までのどこか1ヶ月で前年より50%以上売上が減少していた場合に、法人であれば最大200万円を支給するというもので、道の措置した支援金Bはこれに5万円を上乗せして合計205万円を支給するというスキームとなっております。これに対して、座席数を減らしながらも、例えば宅配サービスなどを工夫して、「新北海道スタイル」を実践しながら頑張っており、毎月の売上が30%や40%減に抑えている、そういったところは「国の持続化給付金」の対象にならず、したがって支援金Bの対象にもならないわけがあります。

こうした、国の手の届いていない、しかし、前向きに頑張っている事業者の皆さまに手を差し伸べるのは道の役割として重要ですので、是非検討をお願いします。

「新北海道スタイル」のうちのデジタル化・ビジネスチャンス化に関しては持続化補助金の道の上乗せ支援があると思っておりますが、これは支援の対象がかなり限定されています。具体的には小規模事業者に限られており、一般的な中小企業に適用されません。また、この補助金では対象となる非対面型のビジネスモデルの展開やテレワーク環境の整備といった、まさに「新北海道スタイル」に関係するような事業については道の上乗せ対象にはならないという制約もあります。「新北海道スタイル」については、新しい生活様式の実践にビジネス的な色彩を加えて北海道独自で打ち出されたものと認識しております。テレワークの普及を始めとするデジタル化への支援やビジネススタイルへの変革への支援を通じて、ウィズコロナを乗り越える担い手が道内に一社でも増えるような大胆な施策を、道として是非講じていただきたい。以上が「新北海道スタイル」に関する意見になります。

続いて、経済対策の4点目として、「どうみん割」について申し上げます。道民による道内観光の喚起策をいち早く打ち出したという観点で有意義な施策と評価しております。一方で私どもの調査でも、宿泊事業者から「どうみん割はすぐに売り切れてしまい、その後は問い合わせた対応で実務に負担がかかった、事業者の混乱回避や負担軽減が必要」との声が多数寄せられました。道内の名目GDPの6%以上を占める観光産業への影響については、先ほどの資料でも説明があったように、過去と比べて非常に大きなダメージを受けております。

今回の資料で示されている以外にも、道が3月に出した試算では6月までの観光への影

響額を3,680億円としております。これに対して4月から6月の宿泊実績は当時の試算の前提条件を下回っておりますので、現実の影響額はさらに厳しいと推測されます。こうした大きなマイナスの影響に対して、割引総額にして23億円の予算規模は小さく、影響額に見合った効果を挙げられているのかという点では疑問に思います。感染症対策の徹底を前提に、また現場に負担がかからないような十分な準備をした上で、予算規模を大幅に拡大し、特に冬の時期を見据えた道内観光の需要の喚起策として「どうみん割」の再実施を強く望みます。

また、今回の資料17ページには道内での経済循環と道産品の消費喚起に関する対象として「プレミアム商品券」や「ぐるっと北海道キャンペーン」などが記載されております。いずれもウィズコロナに向き合っていく中では重要な対策です。事業開始から日が浅いということもあろうかと思いますが、検証に当たってはその実績や効果を明らかにしていただきたいと思っております。

最後になりますが、本日申し述べた施策事業を含め、経済対策の検証に当たっては、対策が打ち出された時点での意義に加えて、今後も続くウィズコロナに照らして足らざるところ、見直すべきところがないか、という観点での検討が必要であります。そのためには、既に講じている経済対策の全体像と数字を示した上でその効果を総合的に検証すべきであり、道におかれてはそうしたプロセスを踏んで対策のアップデートを図っていただくことをお願いいたします。また、第1回から今回まで申し上げたようなことを取りまとめに盛り込んでいただき、その実現に向けては国の臨時交付金を有効に活用いただくとともに、予算による対応をお願いいたします。私どもも協力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

1点だけ念のための確認なのですが、どうみん割の位置づけをどう位置づけるかということで、G o T oキャンペーンという全国規模の振興策があって、その前段階の需要喚起を今のご指摘だと逆に言うとそういう総合的な状況でまだまだ足りない要素があって、むしろどうみん割の拡充が必要だという理解でよろしいでしょうか

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

G o T oキャンペーンにつなげるという意味でも「どうみん割」の打ち出した時期は非常に適切であったと思います。また、非常に効果があるのではないかと考えております。また、まだまだ全国では感染が拡大している中で、道民による道内の観光需要を喚起していくという取組がまだまだ必要だと考えておりますので、そういう意味でも「どうみん割」の大幅な拡大をお願いしたいという趣旨であります。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

続きまして坪田委員お願いします。

【日本労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

私の方からは雇用について深く掘り下げたお話をしていきたいと思っております。先ほど

の説明にもありましたように、道としては国の施策と相まって休業支援金であるとか融資枠の拡大といったことを柱に、企業に対する経営支援を行ってきたというように理解しています。やはりこれは働く者にとっても雇用の維持、所得の補償といった観点からも一定の評価ができるのではないかと考えているところです。

今日の説明の中ではあまり触れられませんでしたけれども、「北海道短期しごと情報サイト」、これは雇いを維持したい企業と人手が欲しい農業者あるいは水産加工業者、こういったところをつなぐと取組としてなかなか時宜を得たものではないかなと受け取っています。直近の実績としては14社70人ぐらいというように聞いておりますが、道の取組のほかにも地域独自に取り組んで成果を上げているといった話も聞いておりますので、今後の展開に注目していきたいと考えています。

ただ、先ほど瀬尾さんからも話がありました雇用の数字は、決して楽観できる状況ではありません。その中でも特に大きな影響を被っていると考えられるのは子育て世代であったり、シングルマザーなどのひとり親世帯、それから非正規雇用、概して低所得で蓄えの乏しい世帯、こういったところはすでに3月の早い段階から影響を受けていると考えられます。

十分な休業手当も支給されず、休業中の生活を維持するに足る補償があったかというところと決してそうではないのではないかと思います。今回は緊急小口資金あるいは総合支援資金の特例貸付を利用することで、なんとか当面の生活を維持しているといった方も多かったと思います。この総合支援資金も3ヶ月の貸付期間が終了したあと、今後の対応が非常に重要になってくるのではないかと考えております。

このように問題はこれから大きな局面を迎えていくのではないかと考えていまして、例えば先ごろ発表されました東京商工リサーチの調査で、コロナの影響が長期化した場合、廃業を検討する可能性がある道内の中小企業は7.0%。そのうち1年以内に検討すると答えた企業は37.1%ということです。

道内の中小企業は約14万1千社ほどですから、単純計算しますと約3,670社が1年以内に廃業するおそれがあるというように考えられます。

また、新型コロナに起因する雇用への影響については厚労省の直近の調査を見ますと、雇用調整の可能性がある事業所は道内では7,550社。そして解雇等を見込む労働者が2,057人ということで、5月から比べるとじわじわと増えてきているのが現状です。このところの有効求人倍率の低下であったり完全失業率も上昇しておりますので、秋以降、来年にかけて現在休業中であってもいわゆる潜在的な失業者といった方々が離職せざるを得なくなる、あるいは中小企業の廃業が増えるといったことによって雇用情勢の更なる悪化が懸念されます。

次の感染拡大期に備えた雇用対策の拡充強化が必要になると思いますが、非正規の方々を中心に離職者に対してどう支援するのか、それから重要なことの一つとしては、来春の就職を目指す大学生や高校生に対してどのような支援をしていくのか、これまで以上に拡充していくことが課題ではないかというふうに考えます。

最後に「新北海道スタイル」についてであります。6月に新北海道スタイル推進協議会が設立され、連合北海道も参加させていただくことになりました。設立総会にあたって知事は、道民へのメッセージを発信したわけですが、その内容は、差別や偏見は決してあつ

てはならない。そして、不確かな情報に惑わされて差別や偏見に繋がらないよう、正しい情報に基づく冷静な行動、こういったことを呼びかけるものでした。

「北海道スタイル」は目的にありますとおり、感染防止と新しい経済活動の拡大といったことを考えるものかもしれませんが、偏見と差別があってはならないと呼びかけることは非常に重要なことだったとっております。新型コロナの感染拡大防止と社会経済活動の両立ということは、差別と偏見をなくしていくことと一体で取り組んでいく必要があるのと思います。

今回、「北海道スタイル」の構築に向けたハンドブックを作られまして、様々な相談窓口を紹介していますが、前回、田端先生からの話にもあったとおり人権侵害を受けた人の相談窓口を設けて、この「北海道スタイル」のハンドブックにも紹介して欲しいと思います。

できれば、他の県や自治体で例がありますけれども、コロナの感染者への差別と偏見をなくして、人権侵害を防ぐような条例の制定も検討されてはどうかと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました

続きまして、水上委員お願いいたします。

【北海道教育大学 水上教授】

北海道教育大学教職大学院の水上と申します。よろしくお願ひいたします。

経済対策ということですから。私は専門外ですが、教育の関係で見させていただいて、3点お話をさせていただきたいと思ひます。

1点目ですが、まずコロナ感染対策。学校にはかなりの経費が下りてきているようで私が学校訪問する校長先生や教頭先生のお話の中では、例えば、児童数300人の学校なのですけれども、200万円程度の感染予防の経費が来ているということで、大変助かっているということです。先生方全員にフェイスシールドを配っています。北海道の学校はエアコンがなく、夏は暑いです。マスクよりもフェイスシールドの方が授業がしやすいということで大変助かっているというお話を聞いております。

2点目ですが、道の事業として教育旅行支援事業があります。これは大変、小・中学校にとって嬉しい話であるというように思っております。通常1クラスで1台利用するバスが2台になるということで、私は旭川市内なのですけれども、旭川市内の小学校では、9月の末くらいから修学旅行を実施できるということで、感染に心配なく貸切バスを借りて行けるようになったということで、先生方からお話を聞いております。大変評価できる事業だと思います。

それから3点目、これは個人的に思っていることなのですが、生活保護家庭には措置されていると思ひますが、準用保護家庭というのがあります。この準用保護家庭というのは、年収によって年度末、やはり2月から3月の上旬に各学校に申請をして、教材費、修学旅行費、例えば旭川でしたら、スキーとかスキー靴もあるのですが、そういった支援をする事業があります。それが毎年2月から3月の申請であるため、今回のこのコロナ禍でかなり年度が始まってから所得が下がっているため申請ができなかった親もいるように思ひま

す。それで、もう一度、その申請をするような手段を打っていただけると、親も子供たちも安心して学ぶことができるのではないかなというように思っておりますので、もうお考えになっているかもしれませんが、この資料の中にはありませんでしたので、ひとつお話をさせていただきたいと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございました。次に田端委員お願いいたします。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

医療過誤事件を取り扱う弁護士として、医療安全の問題に関わっている立場から、医療提供体制の経済的側面に関して申し上げたいと思います。

私個人としてもまた所属する団体においても、医療過誤に関する法律相談を受けております中で、道内の遠隔地からのご相談が多くございます。中には、個々の医療行為の問題にとどまらず、遠隔地ならではの医療体制の不十分さが背景にあると思われる事案が見られます。診療科が限られていることや、より専門性の高い医療機関に転送する時のアクセスの問題や輸血などの手配の問題など、もし札幌の医療機関にかかっていたら、このようことは起きなかったと思われる相談があります。

もともと北海道は面積が広い、雪が降るという特性から医療アクセスに地域差が出ます。加えて高齢化と人口減少のために地域医療の経済性の問題、また、公的病院の統廃合も言われる状況です。このような中、新型コロナウイルスによって各地の医療機関の経営にも大きな影響が出つつあるものと思われまます。このことが、北海道の医療がもともと抱えていた問題をさらに深刻にするものと懸念しています。

危機的な状況には弱い立場の者にしわ寄せが行きがちです。過疎地域に住んでいる患者は地域性という立場、また、病を抱えているという立場で、二重に弱い立場にあるわけです。医療提供体制に関して北海道では、平成30年度から5ヵ年にわたる北海道医療計画が策定・実施されており、医療提供体制の充実・強化がもとより目指されております。また、このたびの緊急対策の中で医療提供体制に関する対策を今回の会議資料とは別にいただきまして確認しましたら、経済対策・緊急対策の第3弾までは、検査体制など新型コロナウイルスへの直接的な対策が中心と見えますものの、第4弾からは医療従事者への医療金など医療提供体制それ自体、医療機関の体力的な部分にも配慮が見えてきているように感じました。

ただ、医療提供体制の充実・維持は、地域の患者の生活を支えるものでありまして、市場原理や経済性だけで割り切れるものではないと考えているところです。北海道には道の特性を踏まえた医療提供体制の充実、維持策にさらに一層留意していただきたいと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

続きまして三戸委員お願いします

【（一社）北海道医師会常任理事 三戸医師】

経済対策の観点から、医療関係の立場からお話させていただきます。

やはりコロナの入院指定施設につきましては、かなり重症者にかかり手間がかかります。1人の患者に対して5人10人とかかります。また、突然入院の患者が増えると医療体制というのはなかなか作りにくいということで、収入としてほとんど患者さんを受け入れられない、また手術もできない状況になっているので疲弊しているというのが1点。

それとコロナ感染者を受け入れない施設につきましても緊急を要する手術や検査に関してはある程度先延ばしする形になりますので、患者さんを手当したり一般的にされていることが出来ていないという状況が続いています。

診療所に関しても、私は小児科ですが、だいたい5割以上収入が落ちているところが10～20%ぐらいありまして、先ほどご説明がありました国や道からの支援に対して申請してもらっている方が結構いらっしゃいます。そういう意味では患者さんが診療所に行くことによってコロナが移されたら心配だということで受診抑制がかかっているのではないかと思います。

また、集団検診に関しても、普段であれば6月末までに終わらせるのですが、今回はそれをすべて延期してこれから秋にかけて始まるような形になりますし、定期的な予防接種に関しましても、受診を控えているため、ヒブ（H i b）や肺炎球菌のワクチンは生後2ヶ月から接種を始めるのですけれども、生後5～6ヶ月になると患者が出てしまう可能性があるのですが、早い時期に打たなければならぬ予防接種が受けられないということで、これからそういう感染者が増えることを危惧しております。そういう意味で国や道で支援金を出してはいただいています、やはり赤字の病院がほとんどですので、これから拡充するような方向で検討していただけたらと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。高橋委員お願いします。

【札幌医科大学 高橋教授】

札幌医大の高橋です。私は感染症対策ということでお話をさせていただきたいと思います。ちらちらと外食系のお店をのぞきますと、しっかりと感染対策をしていたり、玄関に「体調が悪い方は予約をし直して下さい」と張り紙をしていたり、また手指消毒のアルコールを置いていたり、お店の方もきちんと感染予防策をとっているというお店が見受けられます。そういうところは終了時間を早く繰り上げたり、席も通常よりはずっと少なくしているようなお店を見受け一方、本当にぎちぎちの満席にして賑わっているお店もありまして、店員さんも特にマスクをする訳でもなく、「体調が悪い方は予約をし直して下さい」と張り紙をする訳でもないなど、いろいろなお店があるようです。

賑わうことはたいへん結構だとは思いますが、先ほどからお話が出ていますように、やはりきちんとした対策を取ることで、感染拡大を予防できて、結果として、お互いの安全と将来の希望と言いますか、そこに結びつくのではないかなと考えております。

そのような対策をきちんと取られているお店に関しては、満席で賑わっているお店よりは売上がおそらく下がっているのではないかと思いますので、是非、北海道としても、まじめにコツコツとやっているお店に何かしらの支援をしていただきたいと思います。

実際に感染症対策を行うとなりますと、病院も同じですけれども、フェイスシールドも無料で配られる訳ではありませんし、手指消毒薬にもお金がかかります。また透明なアクリル板を用意しようにも、それにもお金がかかります。給付金もちろん非常に重要なのだろうと思いますが、必要なものを必要な数、配布する等の対応も有効なのではないかなと考えております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

【北海道老人社会福祉施設協議会 加藤副会長】

北海道老人福祉施設協議会の加藤でございます。今回のコロナの影響を受け、事業所が倒産するところが出てまいりましたけれども、私どもの聞いている範囲では、事業所をこの際、閉鎖する。要するに倒産する前に閉鎖すると。訪問介護事業所や通所介護事業所など、半数以上が株式会社で行われておりますけれども、ヘルパーさんの人数も10人などと小規模の状況です。こうした中小から小規模の事業所が人手不足も相まってこの際、閉鎖すると、このような状況が起きているというように聞いております。

特に私どもが心配しているのは、先ほどもお話もありました過疎地域でこの現象が起きてきますと、1時間かけてお客様のところに向かい、1時間のサービスを行い、1時間かけて戻ってくるような例で言えば、一人で3時間の需要がそこで失われてしまうことになります。しかし報酬は1時間分しか入りませんので、当然のごとくこういう事業を継続していくことが非常に難しいということになっております。

従いまして、この過疎の問題と事業所をいかに守っていくかということが、これから人手不足をどう補いながらこの問題と折り合っていくのかということになると、非常に難しいですし、私どももそれぞれの社会福祉施設に対し、社会福祉法人の責務として継続しなければならぬのでは、と伝えてはおりますけれども、いかんせんこの状態が長く続いていきますと、法人本体にも影響するようなことにもなってまいりますので、この部分について、北海道としての対応を考えていただきたいと思っております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。ひととおり皆様のご意見をいただきました。

私のほうからも1、2点、意見を申し述べたいと思っております。

皆様の意見にもいろいろ出ておりましたけれども、感染症対策と社会経済活動の両立を目指して行くときに、対策自体について一歩踏み込んだ対応をすれば、経済対策にも即、繋がっていくという側面がありますので、そういう側面をもっときちんと把握をして、支援も含めて積極的な対応をするということが必要なのではないかと思います。

医療なども、そもそも施設として言えば感染症対策が十分なところも不十分なところもあるかもしれませんし、大きく流れを変えるという意味では、遠隔医療、リモートということも、もっともっとフレキシブルにできることを行っていかないと、過疎地の医療の持続性はより厳しくなるという方向はわかっておりますので、具体的な設備投資のニーズも

医療分野でもあるということです。

観光や飲食でも、高橋委員がご指摘になったとおりの状況で、施設面の対応なり、設備その他の対応をしていかなければならないということですので、より積極的にそういうことを進めていくということなのだろうと思います。

教育分野でも、施設面のお話が三上委員からもご指摘がありましたけれども、また休校になったらどうするというお話でも、ICTといいますか、タブレットを持って遠隔授業がスムーズに進むような体制構築ということも全て含めて、「積極的に備える」ということにも繋がりますし、即、経済対策にも繋がっていくのではないかと、ということが1点目です。

次回（第4回）以降に中間取りまとめを行っていくと聞いており、私もいろいろと資料を読ませていただいておりますと、以前の新型インフルエンザの感染については、検証を10年ほど前になりますけれども行って、行動計画まで作成しておりますけれども、率直に言いますと現在行っている議論とかなりオーバーラップする部分がありまして、やはり情報の正確性や汎用性について問題提起がございましたし、連携面や、議論をどう公開するかということについても方向性が示されておりましたが、本来であればそれが活かされて対応してきたはずでしたが、残念ながら活かされているとは言えない面もあります。

おそらく、計画を作成するということが一般的な作業になるのではないかと思いますけれども、どうしても計画というものは山ほどありますので、実効性がなかなか担保されるという形にならないという側面もあると思います。場合によってはこれは議会の役割なのかもしれませんけれども、もう少し実効性を担保する施策として、検証や主な対応策の柱については、現場で次回以降活きる、実効的な対応策として実現していただきたいと思えます。基本的には感染症のリスクはある意味、いつ起きてもおかしくない、そういう認識を持たなければならないと思いますので、宜しく願いいたします。

今のは私の個人的な意見ですが、感染症対策と経済対策はリンクするという点については、皆様のご意見をまとめたものですので、そういう側面もきちんと位置づけて必要な対応を考えるという視点が一つあると思います。

いずれにしても、第3波の感染拡大リスクは常に存在すると思いますので、瀬尾委員からは「備える」ということをご指摘もございましたけれども、今後対応できる施策の準備が必要であるということと、機動的な対応ということで言うと、PDCAと言いますか、常に迅速に検証、見直しを行い、実効的な対策を維持するという考え方も、なかなか難しい面もあるかと思いますが、知恵を絞る必要があるという論点がございました。

そのほか、個別の施策のお話もいくつかございましたけれども、そこはまた改めて必要な状況等、コメントいただきたいと思えます。

地方の問題については、いずれにしても手厚い支援が必要だというご意見が何名かの委員からいただきました。

もう少しお時間がございますので、意見交換を続けさせていただければと思います。

最初に感染防止対策と経済対策は連携して進める必要があると申し上げましたけれども、その点について瀬尾委員からご意見いただければと思います。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

前回は申し上げたことと重複になりますけれども、道民全体の安全・安心のためにはコロナの早期発見と早期対応が重要と考えております。この点については前回、三戸委員から簡易キットのお話もいただきました。国や道の接触アプリの登録者数ももっと増やすべきであろうと思っております。また、足元ではどなたか触れられたと思いますが、この冬のインフルエンザとの同時流行が懸念されると思います。

これに対する安全・安心の北海道モデルの構築に向け、道と札幌市との連携はより一層強めていただきたいと思います。

さらにはこの安全・安心に関する国内外へのアピールは、「強靱化」といいたいでしょうか、いずれ観光客を北海道に呼び戻していく際にはたいへん重要なポイントになるかと考えております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。私があえて感染症対策と経済対策のことを言うときに、「安心・安全」ということを言わなかったのですけれども、いろいろな方に伺っても、それを前提にしなければなかなか経済面のキャッチアップが難しいという議論が多いのも事実かと確かに思いますが、前回、前々回の議論でも、検査態勢の強化ということと経済対策は一概に関連づけることが難しいということがあるかと思えます。

改めて高橋先生、なかなか難しい面もありますけれども、安全はどう確保するかということですし、安心はそういうものをどうつくっていけるかという、少しレベル感は違うのですけれども、改めてご意見いただければと思います。

【札幌医科大学 高橋教授】

確かに先生のおっしゃるとおり、安全と安心というものは両輪といえば両輪でございますので、重要かとは思っております。

安心ということ言えば、私を例にしますと、私は安心しております。なぜならですね、例え新型コロナウイルス感染症の方が入院してきたとしても、その方たちに対する我々の個人防護服の状況ですとか、脱着について十分理解していて、それに沿ってやっていることで私には正直不安はございません。ただし、やはり、一般の方がお店に出入りしたり買い物をしたり食事をしたりするときに、不安を感じられるためにそれを躊躇することがあるかと思えますが、前回、検査の話も少し出ましたが、検査をしていけば安心になるかという決してそういう訳ではないと私は思っております。むしろ、食事に行ったお店が、さきほど私が申し上げたようないろいろな対応をしていて、かつ同席している方がお互い同じような意識で感染症対策をしており、体調も悪くありません、というときに安心して食事ができるのではないかと考えておまして、決して、何かの一つに頼るといいますか、何か一つが示されたからもう私たちは安心だ、というようなものではなくて、やはり安全のためにいろいろな対策をした結果、安心に何かができるということかと思えます。

そういう意味では先ほど私が申し上げましたように、きちんとしたお店もございますので、そこで食事をする方は皆、安心だろうなと思っております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。

「北海道スタイル」というのは、ある意味でいま高橋先生がおっしゃったような、共通の意識、認識をベースに行動する個人を前提に、事業者側もできる限りの対策を行って、それが両立するというのが「北海道スタイル」の前提になると思います。その中であれば、健全な経済の動きも許容されるし、少しずつ戻る方向も得られるということなのかと思います。おそらく、経済対策というのは、むしろ持続的にこれからどうしていくかという側面も非常に大きいので、端緒としてのいろいろな手がかりは具体の政策面も、道民への意識共有という面も、一定のところには来ていると思いますけれども、さらにそれぞれが安心できるというところまで、発展的に整理していくことが必要、というところでまとめさせていただければと思います。

他にご発言はございますか。

【北海道医師会 三戸常任理事】

高橋委員がお話しましたとおり、コロナウイルス感染症は人から人に移る訳ですから、移す人がいなければ確実に移らない訳で、安心なのですね。ただ、誰が移す人で誰が移さない人かわからないというところがやっかいなところである訳です。

ただ、重症化することを抑制しようと考えたときに、重症化する人はある程度決まっております。高齢者や心臓や呼吸器の病気など基礎疾患のある方ですとか、たばこを長年吸っていた方などが重症化するということですので、そういう方々がいることは周りの方がわかっておりますので、その人にはなるべく移さないようにしようと。移さないようにするためには、高橋委員がおっしゃっていた「北海道スタイル」の、三密を控え、マスクをして、手洗いや手指消毒というような感染症対策をしていけば移す可能性は少ない訳ですので、そういう体制を皆様がきちんととっていただければ、安心というものは多少あるのかなと思っております。安全に関しては、そういうような重症化しやすい方になるべく周りの方が気をつけてあげるとというのが一番大切なのかと思います。

ですから、感染を全て抑えるというのは今の状況では難しいと思うのですが、重症化する人をなんとか出さないようにすることに関しましては、今の北海道の対応としてはベターというか、ベストというか、そのあたりかと思えます。そういうところに経済対策としてお金を使っただけであれば、ある程度安全、安心と言えるかと思えます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。少なくとも道民に対する意識の徹底というのはある程度進んでいて、感染者の状況もある意味では爆発的なものにはなっていないという実態にあると思いますし、そういうことをさらに意識の徹底をしながら普通の生活をしていくということが、基本的には、相当シュリンク（縮小）した経済ということからいうと、戻っていく、拡大している過程になると思いますので、第3波への備え自体は必要かと思えますけれども、できる限り経済の重しと申しますか、さらに長期間続けて、普通に戻れる状況になるのかと言えば、もう既に北海道は他の地域より長く警戒しておりますので、いろいろな厳しい状況がある中でも経済と感染症対策の両立を図っていく中での、きめ細かな対応を行っていくことが経済対策に求められている、非常に難しい状況かとは思いますが、

そういう方向性を道としても出していただくことをお願いさせていただければと思います。

水上委員、教育の現場からということで少し時間がございますので、感想なりご意見がございましたら、あまり経済ということにこだわらずに少しご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【北海道教育大学 水上教授】

教育の面から言わせていただけると、北海道独自の緊急事態宣言を行い、すぐに一斉休校になったと。その際、おそらく知事はお亡くなりになった佐藤教育長と相談し、かなりの覚悟で一斉休校を行ったと思います。それが私は結果として良かったと感じており、現在でも北海道の小中学校ではクラスターが発生していません。本日の昼のニュースで北見の高校で2人陽性患者が発生し心配していますが、今のところ小中学校でクラスターが発生していないのは、その初期対応で道教委と市町村教委と各学校が連携をとって感染対策を行ったからだとは思っており、これが親にもきちんと学校の感染対策にご理解をいただき、家庭内でステイホームし、それが児童生徒の感染を防いでいるということで、私はかなり評価できるのではないかと思います。

ただし、これからの教育現場で頑張らなくてはならないのは、修学旅行がこれから増えてきますので、そのときにどうなるかだと思います。校外での感染対策は各学校も未知数だと思いますので、それどうするかということと、昨年度の年度末から新年度の1学期までの学力保証だと思います。これを各学校は、きちんと一人ひとりの子どもに学力が保証されているかというところを見取っていかなければならないのではないかと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。1回目、2回目までの議論で、休校措置自体よりも長期化による様々な影響が課題としてあったのではないかと意見がいくつかございましたが、その当たりを水上委員はどうお考えになりますでしょうか。

【北海道教育大学 水上教授】

私は旭川市内の小中学校の先生方と交流することが多く、その当たりも聞いてみたのですけれども、まず、授業時数については、今後第3波により長期休校、一斉休校ということがなければ、確保できるということでした。

ただし、時数だけが重要なのではなく、先ほど申し上げましたとおり、一人ひとりに学力保証ができているかが私は大切だと思いますので、小中学校の先生方と交流するときは、一人ひとりを見てあげてください、というお話をしております。

あと、学力ということと、いわゆる学校教育の中における特別活動、運動会や学習発表会で人間性を培うという部分がたくさんあると私は思っており、それをどのように各学校では実施し、人間関係などを構築していくか、豊かな人間性を育てていくのかということところがこれからの問題になるかと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。あと、先ほど触れなかった人権侵害の相談窓口というご発言も

ございましたけれども、重要な観点かと思しますので、坪田委員、少し補足的にご意見を伺ってもよろしいですか。

【北海道労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

今回のアンケートについては後ほど説明があるかと思いますが、この感染者の情報をどう公開するかということも大きな争点の一つになったかと思えます。

必要な情報は公開すべきということが基本なのかと思えますが、例えば介護の話ですが、連合には介護関係の労働組合もございまして、その組合の役員の方とお話をしたときに、感染者が出た施設の名称が公表されたことによって介護職員への影響が様々あります。

例えば家族からもう働くなと言われたり、報道によってはその施設は十分な感染症対策をしていなかったのではないかと取られるような伝え方をしているといったことで、介護職員の方々に動揺が広がることがあったと聞いています。

これからのことを考えますと、こういう仕事に対する魅力をどうしても感じる事ができなくなり、本来、介護というものは非常に創造的で人間味のある仕事なのだと思いますけれども、この仕事に就こうと考える人が減るのではないかということです。先ほども過疎地における介護提供体制の話がございましたが、介護人材の不足ということが一層深刻になるということが今後懸念されますので、差別、偏見を持ってしまう人たちがいる状況を少しでも解消することで、エッセンシャルワーカー（社会経済活動を維持するために必要不可欠な労働者）の方々を支えていく、そうしたことが経済活動の基盤になっていくと思えますので、そういった取組をぜひやっていただきたいと思えます。

さきほど冒頭で発言しましたが、推進協議会の場であえて知事が道民に対してあのメッセージを発した重みをもう一度考えてみる必要があると思えます。できれば、もう少し明確な形で示すとすると、条例をつくるということも方法かと思えますので、可能であればそういうことも検討していただき、人権侵害を許さないという機運を高めていくことが非常に重要だろうと思えます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。そうならないようにするためには、ベースとしては情報の提供の仕方をきちんと方法を固めて、いろいろな対応を含めて、結果としての人権侵害に対しては、しないということを前提に対策を引き出していく必要があると、そういうご発言だったかと思えます。

それでは、皆様からご意見をいただき、さらに私からも少し問題提起もして議論いただいて、おおよそ経済対策をこれからどうすべきかということについていくつかの論点を整理できたかのではないかと思います。

時間になりましたので第一部はこれで閉じさせていただきます。

～一時休憩～

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

それでは予定時間になりましたので、再開させていただければと思います。これより、鈴木知事を交えて、第1波、第2波の道の対応について意見交換を行いたいと思います。まず、鈴木知事から一連の対応の経過等について、改めてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【鈴木知事】

北海道知事の鈴木でございます。まずは、構成員の皆様には、第1回、第2回、第3回ということで、大変お忙しい中、ご議論をいただいておりますことに対して、心から感謝を申し上げます。また、本日は大変遅い時間になっての意見交換、議論いう形になりました。ご協力をいただいていることに重ねて感謝申し上げたいと思います。説明をさせていただきたいと思います。

それでは、ご説明をさせていただきたいと思いますが、有識者会議でこれまで第1波、第2波ということを通じて道が実施をして参りました取り組み、判断、その経緯等についてご報告をしてきたわけでございますが、これら一連の対応について改めて、当時の私自身の考えなどについて、皆さんにご説明をさせていただきたいと思っております。北海道において、最初に新型コロナウイルスの感染確認ということでありましたのが、今年の1月28日でございます。その後2月中旬より北海道全土の広範囲に渡りまして、感染者が確認をされ始めまして、今日は北見市の辻市長が新型コロナウイルスの対応でご欠席でございますけれども、北見市で全国発となりますクラスター、集団感染が発生をするなどの状況が急展開をする中で、率直に、これは大変なことになるかもしれないということで、このウイルスの怖さというものを私自身強く実感いたしました。当時はですね、欧米などにおけます感染爆発、そういったことが起きる前でしたので、そういう意味ではどんな対策が有効であるかということについて、前例ですとか、今と比較すると圧倒的にそういった知見などがないという状況の中で、見えない敵に対してどのように対応していくことが、必要であるかということが試されるといった、大きな試練であったわけでございます。

国の方にも、専門家を派遣してほしいというお話をして、2月25日には、クラスター班ということで、その北見で初めてクラスターが発生したわけですが、そういったクラスター対策ということで今も続いてますけれども、そういった班を編成するという中で、最初に北海道に派遣をするんだということで3名の方を派遣をいただいて、対応にご協力いただいたという状況がございました。

こうした取り組みなどを進めている中で、政府の専門家会議のメンバーの方から、この1、2週間で人との接触を可能な限り抑えることが必要ですよ、対策を実施しないと道全体で急速に感染が拡大しかねないということで助言がありました。これは確か、その専門家の方の指摘ですということで電話か何かでですね、こういった示唆が我々のもとに届いたという状況でした。まず、こういった助言もあったのですが二桁連続で感染が確認されるなど、そういった状況もある中で専門家の助言をどう受けとめるかということでもありますけれども、専門家もいろいろな方がいらっしゃいますし、この助言をしばらく様子見をとということも考え得ることもあったのかもしれませんが、私としてはこういったも全道に広がってましたし、急速に感染が拡大しかねない、しかも1週間でそうなるんだ

ということを重く受けとめるべきだろうと思いました。

副知事や担当職員とも議論をさせていただいて、熟慮を重ねた結果、これ以上の感染拡大押さえるという必要があるだろう。そして強いアラートを出す必要があるだろうという判断に至りました。2月28日に3週間の期間で独自の緊急事態宣言を発するという判断いたしました。このことに対して、様々なご意見があるかと思えますけども、このような背景の中で、私としては28日の前日の27日に新しいフェーズというか、皆さんに危機感を共有する必要があるだろうということと、外出の自粛ということで週末お願いしようということを決めました。先ほど申し上げたように欧米とかそういった対策がとられる前でしたので、接触の機会を減らせという助言に対して、どうようにそれを実効性に移していただくかということで、今でこそ接触を控えてくださいと言えばですね、何となくイメージはかもしませんが、2月ですので、外出を控えてほしいということをお願いすることにいたしました。後に、他の国でロックダウンとかですねステイホームとか、そういう形で外出を控えるような対策がとられたということがありまして、そういったことを後に見つめながらですね、そんなに全く大きく違ったような呼びかけではなかったのではないかと私自身は思っています。そのことについても後にご意見を再度いただければと思っています。この判断については、道民の皆様や事業者の皆様には当然大きな負担をお掛けするということになるということは承知してたんですけども、その見えない敵、どういう状況か前例もない、知見もない。そういう中で、道民の皆様の命と健康を守ることが第1。急激に感染が拡大することによる医療崩壊、こういった事態に繋がってしまえば、そもそも、道内での活動がままならない状況にもなるということ避けなければならないということで決断したものでございます。

また、宣言に先立ち、25日には全道の小中高校の一斉休校ということで要請いたしました。この点についても、第1波の感染拡大の際に児童生徒ですとか、学校関係者の方などの感染が相次ぎまして、保護者の方々からも不安の声が寄せられてました。これも2月ですから、今とは様相が違うわけですけども、本当に皆さんも見えない、そういう敵に対して、今よりそういった知識、知見も少なかった状況でありました。そのような状況の中で、私は一度リセットする必要があるだろうと。例えばですね、施設の消毒もそうなのですが、今やってる検温があります。当時は、そういったことが徹底されてませんでした。例えば誰がここ2週間以内で子供たちの体調がどうだったというのを、体温を確認して体調確認してという状況でもなかったですし、また先生たちも職業柄、責任感も強いですし、多少体調が悪くても、やっぱり教壇に立つということもあり得るのではないかと。先生たちもそういう意味では健康確認がなかなか明確に出来ていませんでしたし、その状況で一度休校という形で施設の対応や子供たちの検温だとかをしっかりやって、学校は安全ですという状況の中で再スタートするというのを是非やりたいと考えました。私から道の教育長に対して、小中学校の一斉休校ということを検討してほしいということを要請させていただいて、ただ一方で相当な負担がご家庭やいろいろな方に掛かりますので、それはインフルエンザとかが6日間という期間で休むということがありましたから、1週間が限界ではないかということで、その1週間、一斉休業してまた学校再開しようと、前年のない対応でございましたけども、そのような形で対応させていただきたいと考えたところでございます。

その後、政府の要請によって小、中のみならず高校も加えた全国、小中高校の一斉休校。これは、私も全く予想できない話でありましたけれども、これが始まりまして、結果として学校の休校期間が長期化するという事になったわけでございます。これらの対応については道民の皆様のご理解、ご協力を前提としたものでありましたが、行動変容、行動変えていただくということに対して道民の皆さんが大変なご協力をいただきまして、感染拡大を一定の水準に抑えるということ。病床の確保ですとか、医療提供体制や検査体制の強化、そういうこと図り一定の時間が確保することが出来たのではないかと考えてます。宣言期間中につきましては感染状況がどう推移していくのかということに目配りをしてました。3月中旬に当時危惧してました、医療崩壊を起こすような状況には至っていない状況。しかし一方で道内の社会経済が深刻な状況になっていることなどを踏まえまして、今後は感染拡大の防止、これは徹底してやっていかなきゃいけない、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指す新たなステージにすべきだと私は考えました。最近も感染拡大防止と社会経済活動の両立という言葉が聞こえてきますけども、我々は3月18日に皆さんとともに感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指そうじゃないかということで、当初予定してた21日の期間を終了して、3月19日に当初予定していた期間で宣言を終了するという事といたしました。今、お話しした通り、経済活動の再開については感染拡大の防止との両輪で進めていかなければならないということで、オール北海道で。当時、各国でやられてましたけども、ソーシャルディスタンスの取り組みということで、社会的な距離を各施設で確実にとっていかうという取り組みを全国では先行する形で取り組んだのです。そういったリスクの高いところを回避するなどのお願いをしたわけではありますが、北海道の感染拡大は一段落という一方で、他の地域の感染が拡大していくという状況もあり、また3月下旬から4月上旬の異動の時期、そして海外、また首都圏から道内に向かう人の流れを止めるということは容易ではございませんでした。この新型コロナウイルスの対応は今もそうだと思うのですが、感染拡大が同じレベルで全国で進んでいない。感染が拡大している地域と一定程度抑制されてる地域が島国日本の中で、対応をとっていかなくてはいけない。人の移動など接触の機会が増えれば当然、感染が拡大するリスクを払うということですので、海外からの流行が、今、水際対策で引っかかっているのがありますが、大きく流行が持ち込まれているという状況ではないことを鑑みれば、そういう難しさと今、我々は共存しているという状況かと思えます。北海道も感染は一定程度抑制傾向に働いたのですが、そういう道外からの人の移動を止めるという権限も私に無かったところもあるのですが、容易ではなかったところがございます。道内において第2波が生じた要因、これはこういうことで生じたということを確認に根拠を持って申し上げるということは困難でありますけども、道独自の緊急事態宣言終了後に再度の感染拡大が生じた、第1波から長期に渡って影響が続いた事実、このことについて、やはり知事として真摯に受けとめなければならぬと思っております。本道の第2波と言われる状況ですけども、4月以降の全国の感染拡大を追随するような形で感染の再拡大がございました。4月7日には、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を東京、大阪など7都府県に発出したしまして、対象の都府県は順次、緊急事態措置を実施するという形になりました。その時点で、北海道は緊急事態宣言の対象とならなかったわけですが、その後、全道の感染者数は拡大傾向となりまして、特に第1波との違いで、

札幌市内の感染が急速に拡大をしたという状況でございます。さらに、札幌市の状況でございますけれども、感染源不明、いわゆるリンクなしと呼ばれる感染が増加をしております、こういう状況は感染経路を追えていないわけですので、見えない感染がその背景に多くあるだろうという状況で危惧されたわけですが、このままの状況が続くと急激な感染拡大によって、病床の逼迫も懸念をされました。そこで札幌市の秋元市長とも膝詰めで協議を行わせていただいて、4月12日に緊急共同宣言を発出をさせていただいて感染が非常に顕著でありました札幌市内の皆様に対しましては、不要不急の外出の自粛、そして札幌市以外の皆様に対しましては札幌市との不要不急の往来、こちらを変えていただくようお願いをしたところでございます。4日後の16日には、北海道も緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定をされまして、より強い措置を行うことになったわけでございますけれども、それに先立つ札幌市との共同宣言は、国の判断を待っている対策が後手になりかねないという危機感を札幌市と共有をさせていただいて、苦渋の判断ということをさせていただいたものでございます。ここまでの部分が大きく分けて緊急事態宣言、独自の緊急事態宣言、小中一斉休業・休校、共同宣言、この点については、いわゆる全国一律での国の対策ではなくて、道独自の取り組みという中で最終的には私が判断をさせていただいて取り組んできた、取り組みでございますので、この点についてまたご意見いただきたいと思っております。第2波については、国の緊急事態宣言の下での特措法の規定に基づき行うということとなります。特定警戒都道府県指定された先行の都道府県がございましたので、その対応も参考とさせていただきながら対策を実施するということといたしました。休業要請についてですけれども、特措法の規定に沿って幅広い業種を対象とさせていただきまされたけれども、本道の事業者の皆様には休業要請の以前から、他の都道府県以上に長期に渡ってご苦労をお掛けしたわけでありまして、要請にご協力をいただくとともに、感染リスク低減に積極的に取り組んでいただくためにも、どこまで支援が可能か庁内で検討を重ねてまして、東京都のようにお金を100万ということで出せば一番良かったのですが、なかなかそれは用意することが難しいという状況の中で、東京に隣接する神奈川県や埼玉県を同等の支援は行わないとならないだろうということで対応させていただきました。5月14日には、全国の感染状況を踏まえまして、緊急事態措置の対象地域の一部解除が行われたわけでございますけれども、本道は引き続き緊急事態措置を実施すべき地域に指定をされました。当時、新規感染者の9割は、札幌を中心とする石狩振興局管内ということで占めておりました。外出の自粛や休業要請の社会経済活動に対する影響は非常に大きいわけでございます、石狩振興局管内を除く地域については休業要請の一部解除を行って、その後5月末に全面解除をまで石狩とそれ以外の地域を分けて段階的に解除ということで対応いたしました。この対応については都道府県単位が基本ということでございますので、地域ごとにそういう解除というか休業要請の対象を変更するという事は、当時はほぼない対応だということです。今、一部地域や区域に限定した形で時間短縮などの休業要請を出しているような感染拡大地域もございますけれども、当時なぜ都道府県一律で休業をやるということでしたが、北海道は非常に広いので、そういった形で分けてやるということで国に協議をさせていただいて対応したということですので、こうした措置について感染拡大の防止、社会経済活動の両立を図るうえで非常に難しい判断でございましたけれども、熟慮を重ねた中で判断をさせていただいたということについて改めてご説明をさせていただきます。

す。

現在、首都圏や関西圏を中心といたしまして全国的な感染拡大が進んでいます。本道でも飲食店や医療機関での集団感染の発生ですとかリンクなし、感染経路が追えない方が一部増加傾向ということで今後も拡大が懸念されていると認識しています。私も危機感持って対応に当たっていかねばならないと思っています。これまでの会議でいただいた皆様のご意見、その都度報告を受けております。大変貴重なご意見をいただいていることに重ねて感謝申し上げたいと思います。一つ一つ、貴重なお時間をいただいて貴重な発言をいただいた皆様のご意見を真摯に受け止めて、冒頭、第1回目の時も申し上げましたけども、正すべきところは正し、今後の対応に生かしていきたいと考えてます。今日は様々、皆さんと直接意見交換できるという大変貴重な場をいただきましたので、また皆さんに私からも教えていただきたいことについて、お伺いしながらご意見をいただければ大変ありがたいと思っています。私からの説明は以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。続きまして関連ということで、市町村・関係団体アンケート結果について、事務局から簡略にご説明をお願いしたいと思います。

【総合政策部 倉本部長】

それではお手元の資料3-1と3-2をご覧くださいと思います。3-1はですね、市町村でございまして、これ7月29日から8月11日の間に道内179の市町村に第1波、第2波の対応等についてアンケートの実施をしております。すべての市町村の方々から回答いただいております。資料3-1の1ページでございますが第1波への対応について、こちらにつきましては道独自の緊急事態宣言それから、学校休業、それぞれですね時期、或いは期間、対応、判断等々については概ね、妥当ではなかったか、どちらかといえば妥当であったというご意見が対象でございました。ただ、情報共有のところについては、妥当でなかった或いはどちらかといえば妥当でなかったという意見も一定数あったというふうに思っております。その妥当ではないとした、回答の主なものとしては下にちょっと書いてありますが、例えば、「独自の緊急事態宣言の中では、全道一律ではなく、地域ごとに状況に応じた措置をとるべきではなかったのか」或いは「市町村が速やかに対応できる事前の情報提供に配慮して欲しい」などのご意見があったところであります。2ページ目は、第2波への対応について同様にお聞きをしております。こちらでは、札幌市の共同宣言それから国の緊急事態宣言に基づく緊急事態措置について、お聞きをしておりますが、こちらについては全般的に概ね妥当、もしくはどちらかといえば妥当ではなかったかというご意見が対象でございます。情報の共有連携についても第2波の段階では、先ほど、1ページ目にあった第1波に比べて妥当とする意見が増えておりまして、取組の改善に一定評価をいただいていた部分があるのかなというふうに思っております。その下3番目、医療提供体制等における連携についてでございますが、これは第1波第2波それから5月以降現在まで、ちょっと段階を分けて、共有、連携の状況についてお聞きをしておりますが、時間の経過とともに妥当、どちらかといえば妥当という意見が増えてきております。一方で、また新規感染者の公表の考え方につきましては、6割以上の市町村の方から妥当ではない

かというご意見がございましたが、その下の妥当でないとした回答の主なところでございますけれども、感染者が発生した際の市町村の役割ですとか対応方法が不明確なので不安だったなどのご意見をいただいているところでございます。3ページ目は、緊急対策について、保健・医療・福祉分野の対策、それから経済雇用の関係、それから教育生活に関する貸借についてお聞きをいたしておりますが、それぞれ対応の状況や連携スピード感等々について概ね妥当、肯定的な意見が多かったところでございますが、保健・医療・福祉関係の対応状況、それから、経済雇用の市町村との情報共有連携についての部分については、評価が足りない、否定的なご意見もかなりあったところでございます。次に、資料3-2でございますが、こちらは関係団体の方々に第1波第2波の対応についてお聞きいたしております。1ページ目は、同じように第1波の対応についてでございますが、こちらも概ね妥当ではなかったかという評価が多いところでありますが、学校休業については、情報共有連携についてむしろどちらとも言えない、それから妥当ではない、どちらかといえば妥当ではないという意見が多かったところでございます。その辺の内容として下に妥当ではないとした回答の主な意見がございまして、事前のやはり周知期間がなかったということもございまして、「学校や家庭、企業への影響を考慮し事前の周知が必要ではなかったか」というご指摘もいただいております。2ページ目でございますが、第2波への対応について、札幌市の共同宣言、それから国の緊急事態宣言を受けた緊急事態措置については、概ね妥当、どちらかといえば妥当でなかったかというご意見が対象でございました。2ページ目の下の欄でございますが、医療提供体制における連携について、これは団体のうちです保健・医療・福祉関連の14団体の方々に聞き出した部分だけを抽出しておりますけれども、かなり評価が分かれてございましてそれぞれ共有連携については、十分ではなかったのではないかというご意見もかなり出ております。下にその主な意見が書いてございますが、「患者の発生状況等について、医療機関に対する情報提供が不十分だった」のではないかと、それから特に「第1波では検査能力処理能力が足りなかった」というようなご指摘がございまして、新規感染者の公表の考え方については、市町村と同じように6割以上のところが妥当ではないかという評価をいただいております。3ページ目でございますが、緊急対策について、これはそれぞれの分野ごとに関係の団体の方々の回答をこちらに載せております。この中で医療・福祉関係の対応の状況、それから教育・生活の対応状況のところは、評価が低い、ようするに否定的な回答のところが多くなってございます。それ以外のところについては、肯定的な評価もいただいているところでございます。なお時間の関係で説明は割愛いたしますけれども、別途参考としてです調査の全体概要については、参考資料として添付をいたしております。説明は以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

アンケート結果もざっと拝見する限りでは、この会議での意見と大きくは違わないという印象かと思えます。特に情報共有等に関して、やはり少し不満足と言いますか、課題があるということがアンケートからも見てとれるかと思えます。

時間もあれでございますので、早速、意見交換に入っていきたいと思えます。

意見交換につきましては、それぞれの立場から委員の皆様にもご発言いただくとともに、鈴木知事からもお話ございましたけれども、この際での各委員のご意見も聞きたいとのこ

とでございますので、双方向で少し意見交換を進めるようにさせていただければと思います。

最初に口火を切っていただくのは、学校の休業等で事態が長期化した過程で様々な問題があったということでご指摘いただいた、まあ、話のきっかけということで、それにこだわることはないんですけれども、少しご意見等々、田端委員からご発言いただいてもよろしゅうございますか。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

今、知事からこの間のご説明改めて伺いまして、ご趣旨に合っているかわかりませんが、独自の緊急事態宣言の是非という論点があるのかなと考えまして、法律上の根拠がないということが、ひとつ論点になり得るようなので、申し上げたいと思います。

法律というのは、やってはならないことの外枠をくくったり、何かを強制する時の根拠になったりという存在ですけれども、それに触れない範囲の運用であったり、お願いペースで物事を進めていくというゾーンが、実は、実際は非常に広うございます。

その中で、法的な根拠が必ずしもなくても、それに触れていない裁量として与えられている範囲のなさりようというのはやはりあるわけですから、行政に与えられた裁量の範囲内か、または妥当な運用であったかということは、それ自体問題になり得ますけれども、法律上の根拠がないから駄目というような、短絡的な議論ではないということ、これは申すまでもなく、十分明らかなんです、議論の前提として申し上げておきたいと思っておりました。

それで学校の休業に関してですね、私が一回目の会議でご紹介したように、新型インフルエンザ等対策行動計画という、北海道が元々持っていた行動計画においても、取り得る対策として、学校の休業のことが取り上げられておまして、感染拡大が懸念される場面で、休校を要請するという対応は、そもそも故無きことではない、むしろ選択肢として計画にあったのだということが言えると思います。

休校決定のプロセスや、決定の伝達ですとか、休校に伴う影響への対応の部分では改善点があるのかもしれませんが、私は個人的には、決定自体は、その時点での対応と判断としては、よろしかったのではないかと考えておるところです。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

瀬尾委員にあってよろしいでしょうか。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

はい。まずもって知事におかれましては、コロナ対策の陣頭指揮に立っておられ、そのご尽力に心から敬意を表したいと思います。

これまで本日を含めて3回のこの会議の場では、関係の経済団体と情報共有と連携をしながら経済界の立場ということで意見を申し上げてきました。今までの意見についても、是非とりまとめに反映していただきたいと思います。

この第2部では、第1波・第2波の対応についてということでございますので、何点か申し上げたいと思います。

第1回目のときにもお話したんですが、道独自の緊急事態宣言の発出については、感染拡大防止という観点から妥当であったと認識しております。また、全国に先駆けて知事を先頭に札幌市と共同で、官邸を含めた政府与党の方に要望活動を複数回に亘って行ってもらいました。これがやはり国の支援の創設、これにつながったと考えているところであります。

一方で、この間の家計と経済活動に対する影響、ダメージというのも非常に大きなものがございます。本日の会議でも冒頭ちょっと申し上げましたが、現在の経済状況を大まかに言って、事業継続に関しては何とかかろうじて持ちこたえているが、雇用に関しては既に数字でも悪影響が出ている状況と捉えております。また、今後は廃業への影響なども懸念されるところでございますので、やはり何と言っても切れ目のない支援というのが必要であると考えております。

それともう一つは、これは2回目の会議のときに申したことなんですが、地域に関して言えば、地域の感染状況に応じた柔軟な対応が必要ではなかったかということでございます。第2波のときの感染状況、これは地域によって違いがございまして、休業要請を含めた強いメッセージというのは、感染がない地域へのダメージというのが非常に大きかった。私の道経連の会員の十勝の事業者の方にこの頃、電話でお話をしましたら、全国のテレビで北海道全体が真っ赤かになっているような、そういう連絡を受けたと。北海道というのは面積で言うと国の22%でございますし、九州の2倍以上でございます。これが一律に語られるというのは、十勝というのはまだゼロか、数人しか出ていない状況で、非常にこれは悪影響じゃないかというお話も伺っております。私共でもこの間の統計を拾いなおしてみますと、振興局によってはゼロまたは少数にとどまっているところもございました。

こういう状況を見ますと、北海道全体での経済のダメージを少しでも緩和するという意味で、今後は地域の実情に応じた判断基準を示し、それに応じた対応を2回目の会議でもお願いしたところでございます。

それから3点目ですけれども、「新北海道スタイル」についてです。これも先ほど申し上げましたが、「新北海道スタイル」というのは、国が標榜する新しい生活様式やガイドライン、これにビジネスにおける前向きな意味合い、これを加えて知事自ら打ち出されたものだと認識しております。実際に厳しい状況の中でも頑張っている方がいらっしゃいます。デジタル化を進め、ビジネススタイルを変革しようと頑張っている企業、また、例えば宅配サービスなど新しいビジネスチャンスを探索・工夫しようとする事業者、これらの方の支援を通じて、ウィズコロナに立ち向かい、それを乗り越えていく担い手が道内に一社でも増えるような、そんな施策が今後は必要じゃないかと考えております。以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

坪田委員をお願いします。

【日本労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

連合北海道の坪田です。

今回の道の取組、学校休業、それから、外出自粛といったことで、様々な影響が働く職

場にも出てきたということでありました。その都度、連合北海道から副知事などに要請等行いながら対応して頂いたという経過もあります。

また、連合には様々な労働組合があつて、交通産別の関係、タクシー、バス、こういったところでも、特に、休業を余儀なくされるということや、あるいは感染リスクについてなんとかしてほしいという声があつて、これについても道に要請するといったことで、対応していただいた経過があります。

先ほど知事からお話があつた、学校休業に関してであります。道としては、当初一週間ということであつて休校、これが総理大臣の一声で長期化するという事になって、結果的には知事がお考えになつていたようなイメージから相当崩れたのかなと思うのですが、1回目の会議の時にお話ししたのですが、結果的に長期化することになった段階で、一週間とは違う様々な影響が考えられたのだらうと思うのです。その時に具体的などのようなことが検討されたのかということがなかなか見えないものですから、その時に何が道の中で議論されていたのか、ここら辺が私としては非常に知りたい部分ということでもあります。

それから、道の外出自粛が行われたことによって、実際には事業活動が滞つてしまい、そして休業といった事業者も数多くあつた訳です。その際、休業ということで、本来であれば労働基準法に基づく休業手当を支払うべきところが、払われていないといったことが、連合の労働相談にも多数寄せられて参りました。これは果たして使用者の責めに帰するか帰さないのかといった問題などで、なかなか読み取り方が難しいということもあつたのですけれども、この問題が大きくクローズアップされるきっかけにもなつて、これからの労働政策においては、論点といいますか、考えなくてはならない課題になるきっかけにもなつたのだらうと思います。

それと、今回の長期の外出自粛、それから、事業活動の停止ということで、雇用に対する影響は様々ありましたけれども、概ね先ほどのアンケートの結果でも現れていますように、経済、雇用に関する評価、これは内容、スピードともに、評価するという割合は高いと言えは高いのですが、しかしこれからのことを考えますと、決して楽観はできないであらうと考えています。

秋以降、冬にかけてどのような感染状況になるかということはまだわかりませんが、特にサービスや、旅客運輸、飲食、食品製造、こういったところは、休業や外出自粛の影響を強く受けた業種でもありますので、こういったところを中心とした雇用調整がさらに強まる可能性があるのではないかと、そして、雇用環境が更に悪化するといったことが懸念されます。

特に、パート、アルバイト、こういった非正規雇用で働く人たちにとっては、この道独自の緊急事態宣言が発せられた3月から相当な影響が出ております。実際にそれ以降に雇止めや解雇、こういったことで非常に困つた人、それから、休業手当が出るならまだしも出ない人もいたということで、こういった方々が今後、休業手当だけでは生活できないから、辞めざるを得ないといった場面が、おそらく出てくるだらうということで、経済的に困窮する人たちが増えていくということがあります。

今、懸案となつておりますのは、9月以降も雇用調整助成金の特例を延長するということが言われております。このことも非常に重要なのですけれども、道としてはハローワーク

であるとか、公的な職業訓練機関、高等技専であるとかポリテクとか色々ありますが、それから市町村としても独自の雇用対策を打っておりますので、こういったところと連携して、今後の離職者対策、それから求職支援策、これを強化していくということが重要なのではないかなと思います。

それともう一点、お願いになるのですが、今回、医療提供体制に関する連携ということで、結構評価が分かれているようです。特に保健所と市町村、団体との情報共有、連携の部分であります。ここでは、不十分と回答するところも多かったのですが、やはり十分な対応が取れなかったという背景があると思います。

保健所の体制に構造的な問題が果たして無かったのか、このことを考えるわけですが、例えば人員不足や配置の偏りを解消すること、例えば検体を運ぶ時の車がないという話もありましたし、それから通信機器、携帯もそうですけれども、そこでタブレットがあり、ネットでビデオ通話することができれば、相当意思疎通が図れたのだらうということも言われていますので、そういった機材を確保するといったことも含めて、本庁と振興局、それから保健所とが一体的にコロナ対策をマネジメントするという基準、それから手順、こういったことを定めておくということが、これからの備えになるのだらうと思っています。

私が今申し上げた話ですが、実は連合加盟の保健所で働く職員組合の皆さんから聞いた話なのです。是非道当局としましても、職員組合から提起された課題をしっかりと受け止めていただいて、現場目線に立った対応策を講じて頂きたいということをお願いして最後としたいと思います。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

水上委員をお願いします。

【北海道教育大学 水上教授】

第1部でお話をさせていただきましたが、緊急事態宣言に伴う一斉休業を行ったこと、これは道民全部とは言いませんが、子どもを持つ保護者にとっては自分は大丈夫だという正常化バイアスの払しょくにはかなり好影響があったんだと思うんですね。それが結局、今でも北海道の学校はクラスターが発生していないということにつながっているのではないかなと思っていて、知事と亡くなられた教育長さんの覚悟と決断に、私は敬意を表しております。

それがやはりアンケート集計の第1波の対応を見ると一目瞭然で、市町村では93.3%、関係団体では88.7%が妥当、どちらかといえば妥当という評価につながっているのではないかなというように思っています。

私は小中学校の先生とかなり交流があるのですが、保護者からのクレームなかったのということを聞いたことがあります。全くなかったと。もしかすると道教委さんとか市町村教育委員会には、いつているかもしれませんが、学校には全くなかったと。つまり、子どもの命を守る、感染拡大を防ぐという保護者の、道民全部とは言いませんが、保護者の意識は、やはり鈴木知事が夕方のニュースで顔出しが多かったですよね、最初。プレゼン力、素晴らしいなと思いましたが、それが好影響につながっているのかなと思っております。まだまだたくさん言いたいことあるのですが、以上にしておきます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。すみません、私の進行上の不手際と言うか、時間がだいぶ押しまわりましたので、残りの方のご発言いただく前に、鈴木知事からも意見を聞きたいというようなご発言もありましたので、よろしければ、これまでのご意見に対して何かコメントがあったらということと、皆さんに聞きたいことについて、少しご発言いただければと思います。

【鈴木知事】

4名の方にお話いただきまして、私も発言は見てますけれども、田端先生から独自の緊急事態宣言ということで、確かに法的枠組みはなかったんですが、協力をお願いすることについては、我々としても感染がこういった恐れがある中で、外出の自粛、協力をお願いをするということについてお話をさせていただいたので、ただ一方でやはり法的根拠がないという指摘も当然ございましたし、その点についてはしっかりとご説明をするべきだったというふうに思っています。

また休業、学校の休校のお話などもございましたけれども、坪田さんからもお話ございました。当初は1週間という予定だったんですけれども、その後延長されて我々としても正直戸惑いがあったわけでございますが、今でこそ日本全体で使われる言葉になってきましたけど、分散登校ということで、亡くなった佐藤教育長がやっぱり児童の長期にわたる状況の中での様子の確認ですとか、学習状況の把握がやっぱり必要だということで学校現場の皆さんにご協力をいただいて、やはりそういった感染リスクを減らしながら登校していただくあり方というのが、我々、佐藤教育長を中心に分散登校という名前でやりました。

これは結果として他の県や文部科学省そのものも分散登校という同じ名称を使って感染リスクを下げながら、学校でのそういう確認をするということにもつながりまして、佐藤教育長が本当はここでそういうことをご説明すべきところだと思いますが、本当に急なコロナ対策の中で亡くなるという形になりましたけれども、そういった中で長期化する中でも教員の皆さんの大変なご協力をいただいて家庭訪問ですとか、電話対応ですとか、そういった子どもたちの通常の状態とは異なった中で、どうやってそういう環境を整えていくかということで大変なご協力を現場にいただいたということです。また我々としてもそういったオンライン環境ですとか、なかなか整っていなかった状況の中で、何とかそういった環境を整えていくということ、これからも進めていきたいと思っているところでございます。

また瀬尾委員から経済関係のお話いただきました。切れ目のない対策をするべきだと、まさにそのとおりだと思います。

先ほど雇用調整助成金のお話もございましたけれども、国に対して更なる延長ということで、国の方も様々ご検討いただいているわけですが、どうしても経済的なダメージ、先ほども雇用の話も出てきましたが、感染をまずしっかり抑制するというのが何よりの対策でありますけれども、感染が拡大していたときの状況からずれて、雇用や様々なところに対してダメージが出てくるというところがやはりありますので、そこはしっかり切れ目の

ない対策、また北海道スタイルについても感染拡大防止対策をやはりしっかり、オール北海道で取り組んで、それが意味では北海道の価値にも変わってくるし、それぞれの市町村の皆さんが、すごく感染拡大防止対策やったださっているんですが、北海道全体がこういうコンセプトのもとやっているんだというのを可視化して、来道いただく方、北海道で生活する方に、そういう思いを持ってほしいという中で取り組んできましたので、その取組にご協力いただいている多くの方々が、より対策を進めやすくするにはどうすればいいのかということは考えていかなければならないと思っております。

緊急事態宣言を独自に出したことに関して、色んな声があり、おおむね好意的な形でご回答いただいている部分もあるにはあるんですが、いまだに私も何が正しくて、よりもっと良い対策はなかったのかというのは自問自答して、この6か月間、本当に夜寝る時も、果たしてあの対策は良かったのかかですね、今も正直全て、この対策はベストなのかというのは模索しているという状況がございます。

私がお伺いしたいなと思ったのは、是非、高橋先生に教えていただけるとありがたいなと思ったんですけども、今、一部、北海道何とか皆さんのおかげで東京や大阪のような感染者数を確認している状況にはなくて、かつては日本で一番感染が拡大していたのが北海道だったんですけども、何とかそういう状況があると。一方で、一つは感染症学会とかでも、第2波と学会は言っていたり、日本としては第2波とっていなかったりだとか、またあの昨日はピークアウトしたんじゃないかって押谷先生が仰っていたり、また一部、最近私すごく関心を持っているのが、若い方々が感染確認が多くなってきてまして、一方で軽症の方が多いんじゃないかと。今後、色々な対策をしていくにあたって、一部、弱毒化とかそういったことがあるんじゃないかといったお話が一部、専門家からも言われていまして、色んな情報が溢れていて、私の場合はリスク管理というのはやっぱり楽観主義で考えるよりは、比較的しっかり構えて対策を講じることが肝要ではないかと思っているんですけども、その点、先生の方でヒントとなるようなものがあったら教えてもらいたいなと思ったんですが。

【札幌医科大学 高橋教授】

知事がおっしゃるように、色々な専門家がいて、色々な意見を言っているということは、どこにも正解がないということなのです。一つや二つの論文だけで科学的根拠が得られているわけではないにも関わらず、現状では症例数が非常に多くて、科学的にも非常に洗練された方法論で行われた研究というのは非常に少ないわけです。ですから、そうではないような色々な研究を引っ張ってきて、自分の立場でそれを解釈して発表することで、色々な解釈になってしまうということになると思います。もちろんウイルス自体は、結局のところ、ウイルスも生き残らなければなりませんので、自分が感染する宿主をすべてやっつけてしまうということは基本的にはないわけです。それは自分が死ぬことを意味しますので。そういう意味では、もちろん弱毒化という可能性はございますけれども、やはり科学的に確立された根拠というのは現時点では得がたいのです。ですから、色々なことを色々な方が言っていますけれども、率直に言うと、どれもこれもすべてが科学的根拠に基づいているわけではないということがまず一つ大事で、今まで得られた知見ではどうもこういうことが多いよだとか、こういう可能性が有りますということが唯一言えるのではない

かと思えます。そういう意味では、今、知事がおっしゃったように、若い方ではやはりお亡くなりになったりする方がほとんどいないと。なった方も重度の糖尿病を持っておられたり、肥満だったりという方が命を落とされていますけれども、若い方は基本的に軽症であったり無症状であったりして、重症になることが少ないと。それは間違いない事実です。しかしながら、高齢の方は、先ほど三戸先生もおっしゃりましたが、やはり重症になりやすかったり、今、私たちの病院でも重症の方を見ておりますけれども、最終的に復帰される方もいれば、それが難しい方もいます。非常に経過が長くなるような重症の方もいますけれども、そういう方に若い方がいないですね。高齢の方であったり、何かしら肺に病気になるような方が重症化するわけですので、そういうような実際に数多くこの病気を経験したり見たり、そういうような疫学的なことを報告したものを読むと、そこは正しいのだろうということになると思えます。

【鈴木知事】

メディアの方が来ていますけれども、色々なところが、今先生がおっしゃったようなかたちで取り上げられて。皆さん本当にコロナの状況なのでしんどいですよね。なので、前向きな情報には、やはりそれを信じたいという心理もあるのではないかと考えているのですが。

【札幌医科大学 高橋教授】

往々にして、断言される方はあやしいと思っていただければよいです。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

先ほど自問自答されているという知事の率直なご発言がありましたけれども、この会議でも、例のない対策をやってきたということに対しては、むしろ踏み込んで決めたことに関しては、ある種の英断ではないのかというご意見も多かったと思うのですが、逆に未知の領域の政策であればあるほど、その後のモニタリング、要はそのことがどうなっている、うまくいっている、課題はどうかというような、そこに対するアプローチが、特に第1波に関しては弱かったみたいだというのが、多分この会議での一つの評価だったのかなというところで、やはり初動というのが一番難しい側面もあるので、どうしてもやはり事態を冷静に遂行できないという側面が今回も出ているところなので、そこを第3波もそうですし、別の感染症という問題が起きたときに、どう機動的にやっていただくかというところが大きな課題として認識していただく必要があるかなと思えます。もう一つ情報共有、情報公開という部分が色々な齟齬につながったということも、特に第1波もそうだったかもしれないし、全体としては個人のプライバシー保護というのが重要なことですが、個人情報と共通情報の仕分けということも非常に不十分であるというご意見もいくつかございましたので、その辺も精査していただくポイントになるかなと思えます。高橋委員のご発言にも関連するようなかたちで、三戸委員にご発言お願いできればと思います。

【北海道医師会 三戸常任理事】

先ほど知事からご説明のあった北海道の緊急事態宣言につきましては、感染拡大を防止

する意味では適切な対応だったと思っております。2点だけ、この会議の中で色々話題になったことなのでございますが、先ほど坪田委員もおっしゃいましたけれども、ある地域で感染者が出ますと、保健所に届出することになるのですが、保健所から市町村への情報共有とか、あるいは医師会とか医療機関との情報共有がなかなかうまくいかないと、感染が広がってしまう可能性があるのですが、情報共有につきましては、ぜひきちっとしたかたちでとっていただきたいのですけれども、ただ、感染者、個人が特定されるようなかたちでありますと、医療機関や社会福祉施設の従業員とか家族が誹謗中傷するという事件が色々聞かれますので、そういう意味では公表につきましては慎重なかたちで行っていただきたいというのが1点でございます。もう一点は、感染拡大防止につきましては、色々な対応があるのですけれども、未だにはっきりしていないというエビデンスがございます。こういう中で、何とか治療して重症化しないようにするために、医療機関はかなり努力しているのですけれども、未だに有効な薬剤もないですし、ワクチンも今開発中ということでございます。そのワクチンにつきましても、ワクチンを打つことによって抗体は作成されたのですけれども、重症化する抗体ができてしまって、逆に重篤化する方もいるということで、先ほど知事からご質問がありましたけれども、小さなお子さん、18歳未満のお子さんに関しては、悪い抗体ができてくいと。そして高齢者やたばこを吸っている方、基礎疾患がある方は悪い抗体をつくる頻度が高くなるということは言われているようです。ただ、それは統計上の話なので、実際それが悪さするかどうかというのはわからないのですけれども、とりあえずそういったことはわかっていますので、感染をある程度抑えるという意味ではそういう情報を道民の方々にお知らせして、先ほど知事からご説明があった北海道スタイルを皆さまに共有していただいて、そして対策をきちっととっていただくことによって、これから感染を防御できるのではないかと考えております。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。加藤委員、お願いします。

【加藤委員】

先ほどもありましたが、安全・安心の関係で、道民の安心という部分で言えば、前回の会議の中でも高橋先生から、医療崩壊が起きないようにベッド数を確保していますという中で、必ずしもベッド数だけの問題ではなくて、状況によって入院調整が必要になってくると、ベッド数が必ずしも足りるということにはならないという風なお話がありました。私どももその中で一つ懸念しているのは、重症の方が入院されて、軽症になっていったときに、重症化を担う病院と、軽症を担う病院という病院の棲み分けとすることが、きちんとできているのだろうか。それがないと、重症化リスクのある人をすぐ入院させる、そのベッド数が足りないということにもなって、普通の医療の世界でいう一次救急があって、それから後方支援病院があるというような医療体制自体が、質的な問題をきちっと踏まえていくと、ベッド数がこれだけあって、質も量も足りてますよとすることをきちっと表現できるのではないかと、我々施設にいてクラスターが出てくると即入院させてくれるという期待だけが大きくあるんですが、実際はそうはならないとすることがあると困るものですから是非そんなことも考えていただきたいなとおもっています。

【鈴木知事】

最後にベッドのお話がありましたけれども、新型コロナウイルスの対応だけではなくて一般の医療も提供していかなければなりませんので、即応病床とじゅう病床とを分けて、かつ三次医療圏域毎に、今700床確保しているところを若干少なくなるんですけど、最大確保病床が1700ちょっとまでみてですね整理をしたところです。当然重症のベッドや宿泊療養施設の考え方についても整理をしまして、第3波以降の波に備えると言うことで対応を取っておりますけれども、ただ、1700を超えるような病床利用になるという景色は想像を絶するような状況ですので、当然感染抑制をして、通常の医療をいかにしっかり回せるかを考えると、ベッドがあるから安心ということではなくてできるだけ医療に対する負荷を軽減させていかなければなりませんし、また、長期間にわたってご負担がかかっていますので、まあ北海道で言えばまさに1月下旬からずっとですね医療機関に負荷がかかっているという状況でございますのでそこが非常に大事だとおもっています。ただ、その中でもかなりご理解をいただいたなかでそういったフェーズ毎の対応について整理をさせていただいております。そういった病院の部分がですね、さきほど三戸さんの方から話がありましたけれども、ご負担がかかっている状況を踏まえてどのような形で、国としてもサポートはもちろんそうだと思うんですけども対策ができるかと言うのも同時にやっぱり考えていかないと持続することが難しいと言う状況でございますのでその点について考えているところです。具体には申し上げることができないですが。

あと、石井先生からお話のあった患者情報というか情報のあり方は非常に難しいところがございます、基本的には都道府県単位で公表するということになっていまして、それで今振興局単位でやっていますと。で保健所設置市は市単位でも公表しますという状況なんですけどもこれもあの全国で状況が違ったりだとか情報発信のあり方が違いが出てきているところがある。この点については本来都道府県単位というものが少し変わってきていますので、本当は全国統一的に公表のあり方を整理しなければならないというのがまずあると思います。ただ一方でその国の動きを待っていたのでは、そこが動かない状況があるという風に思いますので、どういった形で情報を共有していくことがいいのかというのは有識者の皆さまからもお話をいただきますのでそこは整理したいとおもいますが、さきほど三戸さんからお話いただきましたけれども、誹謗中傷につながりかねない。

残念ながら社会のそういう状況にあってこれは減らしていかなければいけない。また、個人情報保護、また公衆衛生上の必要性は絶えずケース毎に比較をします。それと行動歴とかを追っていくときに、保健所ともお話すると、やはり教えてもらわないと感染拡大防止につながらない。ですからもなかなかその、そこで協力が全く得られないという状況になってしまうと、結果として感染抑制に寄与する情報が陽性になった方からだけという難しさもありまして、その辺も踏まえて考えていかなければいけない。情報を公表していくということだけではなくて、行動歴とかですね、そういったいろんなことにご協力をいただかなければならないということも踏まえて現場は難しい対応を求められているところもありますのでそういったところも踏まえてしっかり考えていかなければならないなと思っています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

時間を見たら過ぎてしまいました。一通りの意見交換にはなったかと思いますが、発言が足りなかったという方がおられたとしたら私の不手際ということでお許しお願い。今日までの3回の会議で1波2波への対応、経済対策等について課題の洗い出しをさせていただいた。1波における緊急事態宣言、一斉休校の対応について、それほど否定的な意見はなかったのかなということをございますけれども、先ほど申し上げたとおりモニタリングの問題ですとか、情報共有の問題というのはやはり課題がなかったとは言えないのでその辺はもう少しきちんと整理して、どういうあり方が必要かということは議論があるのかなと思います。

それと、今日は経済対策を中心に議論しましたが、新北海道スタイルというものが感染対策をきちんとやることと経済というものの両立に非常にシンプルに向かっていくというようなことについてメッセージも含めてよりきちんと打ち出すと言うことと、さらに実のある対策をつけていくというようなことも重要な論点ではないかということも多く委員から出していただいた論点だなというように思います。

いずれにしても、次回4回目にはこれまでの議論を踏まえて、課題を整理していただいて、今後の対応方向について示していただくことでさらに議論を進めたいというふうに思っております。今日は大変長丁場の会議になりまして、皆さんにご協力いただきまして大変ありがとうございます。鈴木知事もご出席ありがとうございます。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

【中野副知事】

それでは本日も長時間にわたりまして、また遅い時間まで熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。本日の会議、以上で終了させていただきますけれども次回会議につきましては、9月2日を予定をしております。詳細につきましては、改めて調整させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。それでは本日は誠にありがとうございました。

(了)